



お散歩・お外遊びで注意しておく病気は？



狂犬病、フィラリア症以外にも、
気を付けなければならない病気があります！



レプトスピラ症

病原性レプトスピラという微生物に感染することで、発熱などを起こす病気です。

動物が感染すると保菌動物となり、ヒトを含む他の動物に感染させます。(人獣共通感染症) 特に保菌動物として重要なのはドブネズミなどのげっ歯類です。

●感染経路は？

感染動物の腎臓内のレプトスピラが尿に排泄される。



川や湖などの水中、地面で生存しているレプトスピラに動物が触れる。



経皮、経口感染する。

●症状は？

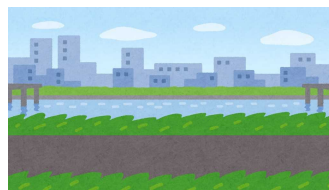
急性期＝発熱 沈鬱 食欲不振 黄疸

慢性感染＝腎炎などの後、自然回復して保菌動物となります。

●予防するには？

・発生が疑われる場所には出来るだけ行かないようにしましょう。行く時には、きちんとリードを着けて目を配り、犬が汚染水などに触れないよう注意しましょう。

・発生の可能性のある地域では、レプトスピラ予防を含む混合ワクチンを年1回接種しましょう。ただし、レプトスピラは型が多種あるため、ワクチン接種で100%の予防はできません。健康診断も定期的に受けましょう。



狛江



わん わん 号外 わん 新聞

令和5年度版

発行
狛江市福祉保健部
健康推進課
狛江市元和泉2-35-1
あいびあセンター内



重症熱性血小板減少症候群(SFTS)

SFTSウイルス感染によって起こる病気です。感染すると発熱、食欲不振などの消化器症状、白血球減少症、血小板減少症が見られます。他の病気との鑑別にはウイルス検査が必須です。

●感染経路は？

ウイルスを保有しているのはマダニ(主にフタゲチマダニ)で、マダニが動物を吸血する際に感染します。ほぼ全ての哺乳動物が感染しますが、発症するのは犬・猫・チーター・ヒトのみとされています。また、発症動物からの咬傷や、濃厚接触によっても感染することがあります。



●症状は？

犬は不顕性感染となる場合が多いと考えられていますが、発症すると発熱、元気消失、食欲廃絶、軟便、血便などが起きて最終的には回復します。犬よりも猫の方が重症となり致死率60%とされているため、同居の猫がいる場合はより注意が必要です。ヒトが感染すると神経症状が起きることもあります。

●治療方法は？

有効な抗ウイルス薬などが無いため、対症療法のみになります。

●予防するには？

マダニに刺されないことが重要です。特にマダニの活動が盛んな春から秋にかけては草むらなどで散歩するのは避け、散歩の後には櫛などでブラッシングしながら犬の体表をチェックしましょう。シャンプーすればより安心です。また月1回、フィラリア駆虫薬と併せてノミ・ダニ駆虫薬を使用しましょう。

もしも皮膚に吸着しているマダニを見つけたら、無理に取らずに動物病院で除去して貰いましょう。(無理やり取ると、マダニの身体がもげて口唇部のみ喰いついたままとなって化膿したりします。)



飼い犬のマイクロチップFAQ

マイクロチップ装着は義務なの？

令和4年6月1日以降にペットショップなどの動物取扱業者から購入した犬には必ずマイクロチップが装着されています。

以前から飼っている犬や、業者から購入ではなく個人的に譲り受けた犬については装着は努力義務となっています。

装着されているマイクロチップの登録方法がよく分からない！

まず、マイクロチップを狛江市のみなし鑑札とするためには『環境省の指定登録機関』に登録しなければなりません。ここで複雑なのが、令和4年6月1日の法改正以前から民間の登録団体が存在していることです。さらに、現在指定登録機関としてデータを管理している日本獣医師会は民間としての登録団体も持っており、現状そちらも並行して存在しています。(既に登録されているデータについては個人情報保護の観点から、日本獣医師会が飼い主の代わりに移行をすることはできないそうです。)

！それでは最もよくあるケース、「ペットショップで購入した犬のマイクロチップ登録方法」について説明します。

① ペットショップから、「登録証明書」が渡されます。

「登録証明書」には「マイクロチップ識別番号(15桁)」と「暗証記号」が記載されています。

登録証明書

登録の申請は、申請時に以下のとおり登録するものとします。
 ※ 変更には別紙を提出する必要があります。

〒110-0001 東京都港区新橋 1-1-1
 環境省指定登録機関
 日本獣医師会

犬名: _____
 住所: _____
 犬種: _____
 性別: _____
 生年月日: _____
 暗証記号: _____

※ 本登録機関では、登録の申請時に提出されたデータに基づき、登録された犬の情報を管理しています。
 ※ 申請書の提出後、こちらよりメールでご連絡いたします。

環境省指定登録機関
 日本獣医師会
 〒110-0001 東京都港区新橋 1-1-1
 電話: 03-5561-1111
 受付時間: 月曜～土曜 9:00～17:00
 休日: 日曜・祭日

「マイクロチップ識別番号(15桁)」

「暗証記号」



② まだこの時点では犬の所有者はペットショップ名義です。購入した方は、犬の所有者の変更を行う必要があります。webの「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で所有者変更登録を行いますが、その際にはこの「登録証明書」の情報を入力し、証明書の画像データを添付しなければなりません。

インターネットでの申請が難しい方は、紙での申請も可能です。ただし、手数料が1000円になります。(インターネット申請ですと300円)

※ この変更の際に、「犬の名」の変更も一緒にしておくとうまいでしょう。ペットショップで付けられた仮名のまま登録してしまうと、市役所の台帳にもそのまま記載されてしまいます。

③ 登録が完了すると、新たな「登録証明書」が交付されます。この「登録証明書」には新たな「暗証記号」が記載されています。もしも、飼い犬を別の方に譲渡する場合は、この「登録証明書」も犬と一緒に相手方に渡さなければなりません。

※ 変わるのは「暗証記号」のみで、「マイクロチップ識別番号(15桁)」は変わりません。

④ 譲渡された相手は、また同じように「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」か紙申請で『環境省の指定登録機関』に所有者変更登録を行います。